

東弁会長として

平成23年度東京三会復旧復興本部 副本部長

平成23年度東京弁護士会会長 竹之内 明

1 はじめに

平成23年度は当番会が第二東京弁護士会であったことから、東京弁護士会の会長としては、東日本大震災東京三会復旧復興本部の副本部長という立場で活動することになりました。

当初は復旧復興本部の組織作りについて三会の会長で協議したほか、各会が東日本大震災に対応するための予算をそれぞれ準備し、復旧復興本部が十分に活動できるように理事者会で決定し、総会で承認を取りました。

また、震災直後の3月後半から三会災害対策委員会のメンバー、当会のパブリック法律事務所所属弁護士および出身弁護士が中心となってはじめていた都内避難所相談、その後の4月半ばから始まった郡山ビッグパレット相談など、先行する相談体制について、三会の費用分担などの協議も三会の会長で行っています。

2 東弁として

東京弁護士会は義援金の募金活動を震災直後から行っていましたが、この義援金の使途について理事者会で議論をし、被災高校生特別義援金を立ち上げたことについての詳細は、吉野副会長の報告のとおりです。

被災地高校生から、たくさんの応募があり、応募者全員に義援金を送るために、さらなる義援金募集活動をした結果、全員卒業までの支給ができるようになりました。これは東京弁護士会会員、職員の方々のご協力のほか、福岡県弁護士会、愛知

県弁護士会をはじめ他会の会員、一般市民のみなさまのご支援の賜物と深く感謝しています。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

また、仙台弁護士会の震災ADRは、被災地の様々な問題解決を行い、被災者に対する法的支援として大きな役割を果たされましたが、東京弁護士会の職員が応援に出向し、少しでもお役に立つことができたことは、会長としても誇らしく思っています。

3 日弁連副会長として

日弁連副会長としては、日弁連刑事弁護センターや裁判員本部を担当しておりましたので、就任直後からの被災地での刑事事件の実情把握に努め、処分保留釈放、勾留取消となった被疑者が相当数いることがわかりました。このうちには事案が必ずしも軽微とはいきれない被疑者や釈放後再び逮捕された被疑者がいたことから、釈放の指揮自体の妥当性につき問題とする向きもありました。これに対し、日弁連は、昨年6月13日、この釈放指揮につき、「治安の維持などという抽象的危険のみを論拠に非難するのは当を得た批判とは思われない」との会長声明を発しました。

また、昨年4月中旬、最高裁は、東日本大震災による郵便配達困難地域等につき、概ね6ヶ月間を目途に、裁判員候補者の呼び出しを行わないこととすることを公表しました。このような措置については、被災地の弁護士会等から異論もあり、昨年末、原発事故による警戒区域や計画的避難区域を除き、解除されています。